

13 申し込み後の手続き

(1) 家庭状況等の申し込み内容の変更

申し込み内容に変更があった場合には、市役所子育て支援課に連絡の上、該当の書類を提出してください。（様式は多摩市公式ホームページから印刷できます）。

入所申請や、転所申請中の方は必ず入所申請受付期間に間に合うように提出してください。申請時点から入所までの間に、保育の必要性等に変更が生じ、指数や指數が同位の場合の優先順位が低くなる場合は、**入所決定を取り消すことがあります。また入所後にその事実が判明した場合は、退所となりますので速やかに届出をしてください。**

▼変更内容提出物一覧

	変更内容	提出が必要な書類
家庭状況	住所・代表者・氏名・電話番号	給付認定変更届
	家庭状況 ① 同居家族の増減 ② 結婚 ③ 離婚 ④ 離婚を前提とした別居をして、家庭裁判所による離婚調停を開始した場合	多摩市子育て支援課あてに連絡 ※状況により、必要書類の提出をお願いします。 変更に応じて給付認定変更届や、結婚の場合は配偶者の保育の必要性の事由を証明する書類と課税証明書、離婚の場合はご離婚を証明する書類等を依頼します。
	保護者の勤務状況 ① 転職 ② 求職からの採用内定または、就労開始した場合 ③ 勤務先や勤務時間・日数の変更等 ④ 産前産後休暇・育児休業の取得 ⑤ 採用内定から勤務開始 ⑥ 保育所等入所後、勤務時間が変わると申請している方	{ ① ~ ④ 就労証明書 ⑤ 就労開始証明書※実際に勤務してから提出してください。 ⑥ 勤務時間増減確定証明書 ※実際に勤務時間が増えてから提出してください。
	仕事を辞めた場合（求職要件に切り替える場合）	給付認定変更届
	自営業の方で育児による休業の取得	【自営業用】育児による休業取得証明書 ※P.15 「11-1 就労でお申し込みの方」を参照してください。
保育の必要性の事由	産前産後休暇・育児休業から復職 自営業の方で育児による休業から復職	復職証明書 復職証明書（自営業用）
	その他保育の必要性の事由	多摩市子育て支援課あてに連絡 ※状況により、必要書類の提出をお願いします。
	入所や転所の必要がなくなった 希望園の追加または順位変更 市町村民税の課税額が変更になったとき	取下書 ※取下げをせず、入所決定後に辞退された方には、辞退によるマイナスの指數が今年度と翌年度に継続してつきます 希望保育所等追加変更届 税額が変更になったことがわかるもの ※課税証明書の写し 確定申告書（第1表・第2表）の写し 等
申請内容の変更		

14 利用調整結果通知

(1) 結果通知書

入所の可否は、封書にて「利用調整結果通知書（利用可）」または「利用調整結果通知書（利用保留）」をお送りします。

なお、申請のあった最初の入所希望月のみ、**利用可・利用保留**に関わらず通知しますが、翌月（2回目）以降、同一年度中（待機中）の利用調整結果については、利用可（入所決定）のときのみの通知となります。

※電話等による事前の結果の問い合わせには、一切お答えできません。

(2) 結果通知後のお手続き

利用可（入所決定）となつた方

入所が決定した方には決定通知のほか、申請内容によって同封物が異なります。同封物にはそれぞれ提出期限があります。また、決定した保育所等より面談・健康診断等について案内がありますので、決定園からの連絡をお待ちください。

① 同封されているもの【共通】

- 利用調整結果通知書（利用可）
- お知らせ
- 口座振替依頼書（認可保育所 0～2歳児クラスの方のみ）

② 申請内容によって変わるもの

状況	同封物	提出期限
産前産後休暇・育児休業中に入所が決まった方	復職証明書	入所月の翌月1日前に復職し、復職後2週間以内
自営業の方で育児による休業中に入所が決まった方	復職証明書（自営業用）	入所月の翌月1日前に復職し、復職後2週間以内
求職中で入所が決まった方	就労証明書	入所月の翌々月の15日
就労内定中で入所が決まった方	就労開始証明書	入所した日から2週間以内
保育所へ入所したら時間が変わる内容で入所が決まった方	時間増減確定証明書	入所した日から2週間以内

入所保留となった方

定員に空きがなく入所できなかった方は、入所保留となります。申請書類は、年度間有効（令和6年3月入所分まで有効）となるため、取下げをしない限り、再度申請していただく必要はありません（年度ごとに申請が必要なため、令和6年4月入所以降分は別途申し込みが必要です）。

年度途中に在籍児の退所等で定員に空きが生じた場合は、提出されている申請書類を基に利用調整を行い、基準指數の高い方から順に希望する保育所等へ入所決定を行います。

保育所等以外の保育サービスの案内については、P.49 「18 直接利用・入所申請する施設」及び P.51 「19 その他利用できるサービス」を参照してください。

入所を辞退する場合

入所決定を辞退する場合は、必ず入所月の前月中速やかに「辞退届及び取下書」を多摩市子育て支援課に提出してください。（郵送の場合は必着）※辞退の取下げはできません。

再度入所を希望する場合は、改めて申請が必要です（要申請書一式）。その際、指數の減算を行います（翌年度まで減算継続。急な転居、感染症の拡大に伴う会社都合の解雇、入院等やむを得ない場合は除く※）のでご注意ください。

※辞退届をご提出前に、多摩市子育て支援課までご相談ください。



©多摩市

15 保育料決定

令和元年 10 月より、幼児教育・保育の無償化が始まり、認可保育所・認定こども園（2号）に通っている3歳児～5歳児クラスの児童については、保育料が無償となりました。

（1）保育料の決定方法（0～2歳児クラス向け）

特定教育・保育に係る利用者負担額（以下、保育料という）は、各世帯の市町村民税所得割課税額・子どものクラス年齢及び保育時間により決定します。

※所得割額を計算する場合には、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、配当所得の控除、住宅借入金等特別税額控除を適用しません。

市町村民税所得割課税額は、基本的に父母の合計で決定しますが、**父母が非課税で同居者がいる場合は、同居者のなかで市町村民税所得割課税額が一番高い一人の金額（家計の主宰者）で保育料を決定します。**

▼保育料は年に2回切り替えがあります

保育料	算定する年度	決定時期
4～8月分（前期）	令和4年度市町村民税所得割課税額	4月中旬（予定）
9～3月分（後期）	令和5年度市町村民税所得割課税額	9月中旬（予定）

また、在籍する施設によって、適用する保育料表が異なります。

▼保育料対応表

利用する施設	教育・保育認定	保育の必要性	保育料表
新制度幼稚園・認定こども園	1号	なし	表1
認定こども園・認可保育所・家庭的保育事業所・小規模保育事業所・事業所内保育事業所	2号・3号	あり 保育標準時間	表2
		あり 保育短時間	表3

（2）保育料の算定方法について（兄弟姉妹がいる場合）

令和元年 10 月以前の保育料算定方法は、未就学児の中での順位により保育料を決定していましたが、令和元年 10 月の「幼児教育・保育無償化」後から、東京都の補助制度により 0～2歳児の保育料算定時の年齢制限が撤廃され、実際のきょうだい数での算定となっています(都の補助が継続する場合に限ります)。

多子算定方法 右記の3人兄弟姉妹がいた場合	 0歳	 4歳	 9歳
令和元年9月以前の算定	第2子	第1子	
令和元年度 10月以降の算定	第3子 第3子のため保育料 0円	※第2子 幼児保育無償化の ため、保育料は0円	第一子 小学生

※3歳～5歳児の算定方法は従来通りのため、上記表の場合、4歳の子を見る時は第1子扱いになります。

(3) 保育料の納付方法（0～2歳児向け）

保育料は、入所月の中旬頃に通知します。納付期限は当月末です。

※毎月1日現在、保育所等に在籍している児童については、**通所の有無にかかわらず、当月分の保育料を納めていただきます。**

① 認可保育所に通所される方

原則、保護者名義の口座振替による納付をお願いします。

（口座振替依頼書は、利用調整結果通知に同封していますが、子育て支援課窓口・聖蹟桜ヶ丘駅出張所・多摩センター駅出張所・永山公民館にも置いてあります）

※特別な事由により、口座振替ができない場合は、納付書での納付も可能です。

（※**令和5年4月から三井住友銀行では納付書での納付の取り扱いができなくなります。**三井住友銀行での口座振替納付は従来通り取り扱いを行います。）

口座振替納付	市内に本・支店のある 金融機関 に、預金口座振替依頼書を提出すると、その 翌月分 から、毎月、保育料が引き落とされます。
取扱金融機関	みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、きらぼし銀行、三井住友信託銀行 横浜銀行、多摩信用金庫、農業協同組合、ゆうちょ銀行

② 認可保育所以外の保育所等に通所される方

通所される認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業に直接納付してください。

※納付方法等は、施設毎にご確認ください。

(4) 保育料を滞納した場合（0～2歳児向け）

保育料を滞納すると、督促状の送付に始まり、保育園を通じての納付催告、**地方税法の例により差押等の滞納処分**を行うことがあります。納め忘れのないようにお願いします。

保育料は、保育所等の認可施設運営にとって重要な財源です。しかし近年滞納の額が多くなっていることから深刻な状況になっています。

保育料に滞納のある世帯については、**指数の減点（-16）**を行うため、**転所や兄弟姉妹の利用調整において不利になります。**

また、認定こども園や、地域型保育施設は施設への直接納付となります、施設運営の把握をするため、施設へ納付状況を確認することができます。

(5) 保育料減免制度について（0～2歳児向け）

激甚な災害等により甚大な被害を受けた・里親に委託された場合は、保育料の決定をB階層に適用します。また、転職などにより給与が前年の平均収入月額より2割以上低下の場合は保育料の階層を1階層低位に適用します（保護者等が育休中の場合は減免が必要であると市長が認めるとき限り）。該当する場合、提出書類がありますので子育て支援課計画推進・保育担当（電話番号：042-338-6850（直通））までご相談ください。

(6) 市町村民税所得割課税額が変わった場合（全年齢向け）

税の変更申請により、市町村民税所得割課税額に変更が生じた場合は保育料が変わる場合があります。そのため、税額変更を証明する書類を提出してください。

※同居者で身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を所有している方がいる場合、保育料が下がる場合があります。そのため、手帳の写しを提出してください（既にご提出いただいている場合は再度の提出は不要です）。

(7) 政令指定都市所得割額について（全年齢向け）

平成30年度から都道府県から指定都市への税源移譲に伴い、政令指定都市のみ、市町村民税の税率が6%から8%に変更となりました（多摩市は変わらず6%です）。このことに伴い、各年の1月1日時点において政令指定都市に住んでいた場合の保育料決定につきましては、多摩市での市民税の税率6%として計算いたします。

(8) 給食費について（3～5歳児クラス向け）

3歳児クラス以降の保育料については無償となります。給食費が保護者様の負担となります。

しかし、年収360万円未満相当世帯の方と、保育料無償化以前に従来決定していた保育料と無償化後の給食費の負担額を比べて保護者が負担する金額が逆に高くなってしまう世帯の方（無償化以前の保育料決定にて保育料7,500円以下で決定する世帯）は、給食費の免除対象になります。

この算定に市区町村民税所得割の額を使用します。こちらの算定は、従来の保育料決定時期と同様に、4～8月分、9月～3月分で行います。対象者には別途通知でお知らせします。

Q & A 利用調整結果等について

① 利用調整結果通知（利用可）が届きましたが、辞退しようと考えています。今後の指標に影響するのでしょうか。

入所決定後に入所を辞退する場合は、次回利用調整において指標の減算を行います。指標の減算は翌年度まで影響します（急な転居や、入院等やむを得ない場合は除く）。

また、令和5年4月入所（1次受付）については、令和5年1月6日（金）まで、申請の取下げ、希望保育所等の削除のみを受付します。令和5年1月10日（火）以降の申請の取下げは辞退と同等に取り扱いますので、ご注意ください。

Q & A 入所後の手続きについて

① 子どもが入所した後、仕事を辞めてしまった場合は、すぐに退所しなければならないのでしょうか？

仕事を辞めた場合は、速やかに「給付認定変更届」を提出し、保育の必要性の事由を就労から求職（保育期間3ヶ月）に切り替えてください。その3ヶ月間で仕事に就いていただくことが継続して在籍することの条件になります。

理由なく、給付認定変更届等の提出がなかった場合は、退所になることがありますので、ご注意ください。

Q & A 保育料について

① 入所した場合、保育料の通知はいつ頃、どのように届くのですか？

4月入所の方は、4月中旬に保育所等を通じて保育所等保育料決定・納入通知書をお渡しします（税書類の不足等により送付が遅れる方もいます）。5月以降の年度途中入所の方は、入所月の中旬にご自宅へ郵送します。

令和5年度市町村民税所得割課税額の決定により、9月に再度保育料を計算して決定し、保育所等を通じて保育所等保育料決定・納入通知書をお渡しします。

② 下の子の出産で里帰りしていたため、ほとんど登園しなかったのですが、保育料の割引き等はありますか？

保育料の割引き等はありません。1日も登園しない場合や月の途中で退所する場合でも、1ヶ月分の保育料を納付していただきます。保育料は、月単位での支払いです。

なお、特段の事由がなく2ヶ月間連続して保育所等に登園しない場合は、退所となりますのでご注意ください。

③ 2世帯住宅で、祖父母と暮らしています。保育料はどうなりますか？

原則、同居とみなします。父母が非課税の場合で三親等以内の同居者に課税額があれば、一番収入の高い方を家計の主導者とみなし、同居者の収入で保育料を決定します。

ただ、別居とみなす場合は、①税法上の扶養関係でないこと、②健康保険の扶養でないこと、③住民票上別世帯であること、④公共料金（電気・ガス・水道）の支払いの分離、⑤生活の共用部分の分離、のすべてを満たす場合、もしくは第三者を介した賃貸契約がある場合の客観的証明書類があることに限ります。

④ 配偶者が、海外で就労しているため、市町村民税課税証明書が出せない場合、どうすればいいですか？

両親のどちらかが海外で就労していて、市町村民税課税証明書が提出できない場合は、令和4年度分であれば令和3年1月1日～令和3年12月31日までの収入、令和5年度分であれば令和4年1月1日～令和4年12月31日までの収入が分かる書類を会社等に発行してもらい、提出してください。円換算でなくても受けできますが、できれば円換算で提出をお願いします。

⑤ 自分で保育料の目安を知りたいので収入を確認したいが、どのようにすればいいですか？

市民税所得割額の確認方法

「課税証明書」での確認

該当年度の1月1日時点で住民票があった市区町村で発行できます。

※発行には料金がかかります（市区町村によって金額が異なる） 備考：多摩市は300円

「市民税・都民税特別徴収税額」「市民税・都民税納税通知書」での確認

該当年度の1月1日時点で住民票があった市区町村から6月頃に送付されます。

「所得割額」の箇所を参照してください。

※市民税所得割額に住宅借入金等特別税額控除・外国税額控除・配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除・配当所得の控除、寄附金税額控除等がある場合は、控除適用前の額で算定します。

⑥ 感染症等のため、自主的に登園を自粛しました。保育料は減免されますか？

自主的な登園自粛の場合や、本人または家族が感染等したために認可保育所等を欠席した場合は利用者負担額の減免はありません。



©多摩市

**多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業で行われる
教育に係る利用者負担額基準額表**

表1（おだ認定こども園・多摩みゆき幼稚園・富士ヶ丘幼稚園・錦秋幼稚園・せいとく幼稚園・東京大谷幼稚園） 単位：円

各月初日に在籍している子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額の基準額（月額）		
階層区分	定義	第1子	第2子	第3子以降
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0	幼児教育	0
B	市町村民税非課税世帯 均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	0	幼児教育	0
C 1	所得割の額 1 円以上 77,100 円以下	0	・保育無償化により無償対象	0
C 2	〃 77,101 円以上 132,999 円以下	0	・保育無償化により無償対象	0
C 3	〃 133,000 円以上 211,200 円以下	0	・保育無償化により無償対象	0
C 4	〃 211,201 円以上 300,999 円以下	0	・保育無償化により無償対象	0
C 5	〃 301,000 円以上	0	・保育無償化により無償対象	0

- 所得割額を計算する場合には、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、配当所得の控除、住宅借入金等特別税額控除を適用しません。

**多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業で行われる
保育に係る利用者負担額基準額表（保育標準時間）**

表2

単位：円

各月初日に在籍している子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額の基準額（月額）											
階層区分	定義	0歳児			1・2歳児			3歳児			4歳以上児		
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C1	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	2,500	1,250	0	2,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0
C2	所得割の額 1 円以上 24,300 円未満	3,200	1,600	0	2,500	1,250	0	0	0	0	0	0	0
C3	〃 24,300 円以上 48,600 円未満	4,000	2,000	0	3,000	1,500	0	0	0	0	0	0	0
D1	〃 48,600 円以上 60,700 円未満	7,900	3,950	0	5,800	2,900	0	0	0	0	0	0	0
D2	〃 60,700 円以上 72,800 円未満	10,000	5,000	0	8,000	4,000	0	0	0	0	0	0	0
D3	〃 72,800 円以上 84,900 円未満	13,000	6,500	0	11,000	5,500	0	0	0	0	0	0	0
D4	〃 84,900 円以上 97,000 円未満	15,300	7,650	0	13,100	6,550	0	0	0	0	0	0	0
D5	〃 97,000 円以上 115,000 円未満	19,800	9,900	0	17,300	8,650	0	0	0	0	0	0	0
D6	〃 115,000 円以上 133,000 円未満	24,000	12,000	0	21,200	10,600	0	0	0	0	0	0	0
D7	〃 133,000 円以上 151,000 円未満	27,900	13,950	0	24,800	12,400	0	0	0	0	0	0	0
D8	〃 151,000 円以上 169,000 円未満	31,500	15,750	0	27,800	13,900	0	0	0	0	0	0	0
D9	〃 169,000 円以上 187,000 円未満	34,200	17,100	0	30,000	15,000	0	0	0	0	0	0	0
D10	〃 187,000 円以上 206,000 円未満	36,900	18,450	0	32,200	16,100	0	0	0	0	0	0	0
D11	〃 206,000 円以上 225,000 円未満	39,600	19,800	0	34,400	17,200	0	0	0	0	0	0	0
D12	〃 225,000 円以上 244,000 円未満	42,300	21,150	0	36,600	18,300	0	0	0	0	0	0	0
D13	〃 244,000 円以上 263,000 円未満	45,000	22,500	0	38,800	19,400	0	0	0	0	0	0	0
D14	〃 263,000 円以上 282,000 円未満	47,700	23,850	0	41,000	20,500	0	0	0	0	0	0	0
D15	〃 282,000 円以上 301,000 円未満	50,400	25,200	0	43,200	21,600	0	0	0	0	0	0	0
D16	〃 301,000 円以上 333,000 円未満	52,600	26,300	0	45,300	22,650	0	0	0	0	0	0	0
D17	〃 333,000 円以上 365,000 円未満	54,800	27,400	0	47,400	23,700	0	0	0	0	0	0	0
D18	〃 365,000 円以上 397,000 円未満	57,000	28,500	0	49,500	24,750	0	0	0	0	0	0	0
D19	〃 397,000 円以上	59,500	29,750	0	51,500	25,750	0	0	0	0	0	0	0

- 所得割額を計算する場合には、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、配当所得の控除、住宅借入金等特別税額控除を適用しません。
- 令和元年10月以降は東京都の補助金を活用し、0～2歳児クラスの保育料算定は年齢上限を撤廃し、原則実際のきょうだい人数での算定となります。※東京都の補助が翌年度以降も継続する場合に限ります。
- 国の幼児教育・保育無償化（以下、無償化という。）により、令和元年10月から、3～5歳児クラスについては保育料が無償となります。給食費は保護者負担となります。そのため、無償化により、従来決定していた保育料より給食費の負担が大きくなってしまう世帯につきましては、多摩市保育所等給食費負担軽減事業にて市が補助しております。

**多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業で行われる
保育に係る利用者負担額基準額表（保育短時間）**

表3

単位：円

各月初日に在籍している子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額の基準額（月額）											
階層区分	定義	0歳児			1・2歳児			3歳児			4歳以上児		
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C1	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	2,400	1,200	0	1,900	950	0	0	0	0	0	0	0
C2	所得割の額 1 円以上 24,300 円未満	3,100	1,550	0	2,400	1,200	0	0	0	0	0	0	0
C3	〃 24,300 円以上 48,600 円未満	3,900	1,950	0	2,900	1,450	0	0	0	0	0	0	0
D1	〃 48,600 円以上 60,700 円未満	7,700	3,850	0	5,700	2,850	0	0	0	0	0	0	0
D2	〃 60,700 円以上 72,800 円未満	9,800	4,900	0	7,800	3,900	0	0	0	0	0	0	0
D3	〃 72,800 円以上 84,900 円未満	12,700	6,350	0	10,800	5,400	0	0	0	0	0	0	0
D4	〃 84,900 円以上 97,000 円未満	15,000	7,500	0	12,800	6,400	0	0	0	0	0	0	0
D5	〃 97,000 円以上 115,000 円未満	19,400	9,700	0	17,000	8,500	0	0	0	0	0	0	0
D6	〃 115,000 円以上 133,000 円未満	23,500	11,750	0	20,800	10,400	0	0	0	0	0	0	0
D7	〃 133,000 円以上 151,000 円未満	27,400	13,700	0	24,300	12,150	0	0	0	0	0	0	0
D8	〃 151,000 円以上 169,000 円未満	30,900	15,450	0	27,300	13,650	0	0	0	0	0	0	0
D9	〃 169,000 円以上 187,000 円未満	33,600	16,800	0	29,400	14,700	0	0	0	0	0	0	0
D10	〃 187,000 円以上 206,000 円未満	36,200	18,100	0	31,600	15,800	0	0	0	0	0	0	0
D11	〃 206,000 円以上 225,000 円未満	38,900	19,450	0	33,800	16,900	0	0	0	0	0	0	0
D12	〃 225,000 円以上 244,000 円未満	41,500	20,750	0	35,900	17,950	0	0	0	0	0	0	0
D13	〃 244,000 円以上 263,000 円未満	44,200	22,100	0	38,100	19,050	0	0	0	0	0	0	0
D14	〃 263,000 円以上 282,000 円未満	46,800	23,400	0	40,300	20,150	0	0	0	0	0	0	0
D15	〃 282,000 円以上 301,000 円未満	49,500	24,750	0	42,400	21,200	0	0	0	0	0	0	0
D16	〃 301,000 円以上 333,000 円未満	51,700	25,850	0	44,500	22,250	0	0	0	0	0	0	0
D17	〃 333,000 円以上 365,000 円未満	53,800	26,900	0	46,500	23,250	0	0	0	0	0	0	0
D18	〃 365,000 円以上 397,000 円未満	56,000	28,000	0	48,600	24,300	0	0	0	0	0	0	0
D19	〃 397,000 円以上	58,400	29,200	0	50,600	25,300	0	0	0	0	0	0	0

- 所得割額を計算する場合には、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、配当所得の控除、住宅借入金等特別税額控除を適用しません。
- 令和元年10月以降は東京都の補助金を活用し、0～2歳児クラスの保育料算定は年齢上限を撤廃し、原則実際のきょうだい人数での算定となります。※東京都の補助が翌年度以降も継続する場合に限ります。
- 国の幼児教育・保育無償化（以下、無償化という。）により、令和元年10月から、3～5歳児クラスについては保育料が無償となります。給食費は保護者負担となります。そのため、無償化により、従来決定していた保育料より給食費の負担が大きくなってしまう世帯につきましては、多摩市保育所等給食費負担軽減事業にて市が補助しております。